

平成 2 5 年 度

玉野市財政(経営)健全化審査意見書
(健全化判断比率及び資金不足比率について)

平成 2 6 年 8 月
玉 野 市 監 査 委 員

玉 監 第 7 号
平成 2 6 年 8 月 2 7 日

玉野市長 黒 田 晋 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男
玉野市監査委員 三 宅 一 典

健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された, 平成 25 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので, 別紙のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

第 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 8 日から平成 26 年 8 月 26 日まで

第 3 審査の方法

市長から審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に基づき算定されているか、また、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査するとともに、細部にわたっては、関係職員から説明を聴取する等により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに関する審査意見は、次のとおりである。

表記に関する注意事項

- (注) 1 文中に用いる金額は万円未満を切り捨てて表示した。
- 2 会計名は、「玉野市」「総合病院玉野市立玉野市民」の表示を原則として省略した。
- 3 「財政健全化法」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）を示す。
- 4 実質収支額等は、地方財政状況調査作成要領により算定しており、決算書の額とは異なっている。

1 健全化判断比率

(1) 比 率

(単位：％)

比 率 名	平成 25 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.81	20.00
連結実質赤字比率	—	17.81	30.00
実 質 公 債 費 率	8.5	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	53.2	350.0	

(注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率について、財政再生基準は設けられていない。

(2) 各比率の状況

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。

対象となる本市の一般会計等に当たる会計は、一般会計、市立玉野海洋博物館事業特別会計、下水道事業会計のうち合併処理浄化槽設置事業である。

これらの会計の収支状況を見ると、いずれの会計においても収支は黒字または均衡しているため、実質赤字額はなく、合計で6億8,811万円の実質黒字となっている。このため、実質赤字比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は12.81％であり、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は20.00％である。

(単位：千円)

会 計 名	実 質 収 支 額
一 般 会 計	687,229
市立玉野海洋博物館事業特別会計	881
下水道事業会計（合併処理浄化槽設置事業）	0
合 計	688,110
標 準 財 政 規 模	14,537,978
実質赤字比率（％）	—

(注) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」を記載している。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等だけでなく公営企業会計を含む全ての会計の実質赤字額等の相対的な規模を示すものであり、実質赤字額及び資金不足額を標準財政規模で除した比率である。

対象となる会計は、一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、競輪事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、土地埋立造成事業特別会計の全ての会計である。

これらの会計の収支状況を見ると、病院事業会計において赤字額が発生しているが、その他の会計の収支については黒字または均衡しており、すべての会計を合計した場合には44億953万円の連結実質黒字となっている。このため、連結実質赤字比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は17.81%であり、財政再生基準は30.00%である。

(単位：千円)

会 計 名	実 質 収 支 額 (資金不足・剰余額)
一 般 会 計	687,229
市立玉野海洋博物館事業特別会計	881
下水道事業会計(合併処理浄化槽設置事業)	0
国民健康保険事業特別会計	564,379
介護保険事業特別会計	29,340
後期高齢者医療事業特別会計	1,559
競輪事業特別会計	333,714
病院事業会計	△ 82,407
水道事業会計	1,483,447
下水道事業会計	1,064,194
土地埋立造成事業特別会計	327,202
合 計	4,409,538
標 準 財 政 規 模	14,537,978
連結実質赤字比率 (%)	—

(注) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の合計額を標準財政規模で除した比率であり、直近３か年の平均値である。

一般財源に対する公債費及び準公債費の割合であり、基準財政需要額に算入される部分を除いているので、この比率が高いほど財政運営が逼迫していることを示している。

対象は、全ての会計に一部事務組合等を加えたもので、本年度の実質公債費比率は 8.5% であり、前年度（8.7%）と比較して 0.2 ポイント低下している。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は 25.0%，また、財政再生基準は 35.0% であり、これらを下回っている。

（単位：千円，％）

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
元 利 償 還 金 A	2,337,406	2,249,753	2,275,677
準 元 利 償 還 金 B	934,993	1,028,182	972,628
A，B に充当することのできる特定財源 C	376,585	352,054	342,721
A，B に係る基準財政需要額算入額 D	1,870,898	1,830,948	1,773,390
標 準 財 政 規 模 E	14,537,978	14,483,141	14,430,730
各年度の単年度実質公債費比率 (A + B - C - D) / (E - D)	8.09	8.65	8.94
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	8.5		

エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来実質的に負担する債務であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模で除した比率（基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）である。

いわゆるストックの指標として新たに設けられたもので、地方債等の負担の重さをその残高で示す指標である。

対象は、全ての会計、一部事務組合等に地方公社及び第三セクター等を加えたもので、本年度の将来負担比率は 53.2%であり、前年度（65.3%）と比較して 12.1 ポイント低下している。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は 350.0%であり、これを下回っている。

（単位：千円，％）

将 来 負 担 額	A	37,669,465
充 当 可 能 財 源 等	B	30,920,937
標 準 財 政 規 模	C	14,537,978
元利償還金，準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	1,870,898
将来負担比率	$(A - B) / (C - D)$	
		53.2

(3) 審査意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、現時点では財政健全化計画の策定を求められるものではないが、法律の趣旨を踏まえ、今後とも財政基盤の強化に努められるよう要望する。

2 資金不足比率

(1) 比 率

(単位：％)

区 分	会 計 名	資金不足 比 率	経営健全化 基 準
地方公営企業 法適用企業	病 院 事 業 会 計	4.4	20.0
	水 道 事 業 会 計	—	
	下 水 道 事 業 会 計	—	
地方公営企業 法非適用企業	土 地 埋 立 造 成 事 業 特 別 会 計	—	

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 「経営健全化基準」とは、法施行令第 19 条に規定する経営健全化基準であり、この基準以上の場合には議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

3 対象となる会計は、地方財政法第 6 条及び同法施行令第 37 条に基づく上記 4 会計である。競輪事業特別会計は、同法令に規定されていないため、適用されない。

(単位：千円)

会 計 名	資 金 不 足 額 A	事 業 規 模 B	参 考 (資金剰余額)
病 院 事 業 会 計	82,407	1,835,392	—
水 道 事 業 会 計	—	1,360,174	1,483,447
下 水 道 事 業 会 計	—	1,187,101	1,064,194
土地埋立造成事業特別会計	—	327,202	2,465,234

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 審査意見

資金不足比率は、会計ごとの資金の不足額（A）を事業の規模（B）で除した比率であり資金の不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示す比率である。

なお、経営健全化基準となる資金不足比率は 20.0%であり、これ以上となると経営健全化計画の策定が求められる。

ア 病院事業会計

経営健全化基準は下回っているが、8,240 万円の資金不足額が発生しており、資金不足比率は 4.4%となっている。

また、平成 4 年度以降毎年度単年度純損失額を計上しており、本年度の純損失額 2 億 6,236 万円に前年度までの繰越欠損金を加えた累積欠損金は 32 億 6,830 万円となっている。

イ 水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

ウ 下水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

エ 土地埋立造成事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

対象となる特別会計は、いずれも資金不足比率の上で経営健全化計画の策定を求められるものではない。

しかし、病院事業会計において本市で初となる資金不足額を生じており、資金不足比率を算定するに至っている。

また、その他の特別会計でも一般会計からの繰入金等を含んでの黒字決算であり、法律の趣旨を踏まえ、今後とも経営の健全化に努められるよう要望する。